

事業計画書概要版

特定非営利活動法人宮崎文化本舗

1 施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること

1-（1）管理運営にあたっての基本方針

センター運営の基本方針として、

- ① 宮崎市の方針の理解と反映（宮崎市との目的の共有）
- ② 様々な主体との協働と支援
- ③ 参加促進と次世代育成

を3つの柱とし、当法人がこれまで培ってきたノウハウや経験・ネットワークを活かし、さらに宮崎市民活動センターの運営実績を活かし、宮崎市民が主体的に「社会課題の解決」「住民自治」を目指せるよう施設運営を行っていきます。

宮崎市担当課との連携、法令順守をしっかりと行いながら、市民活動団体やボランティア及びさまざまな機関との協働を行い、市民活動のマッチングを強化します。

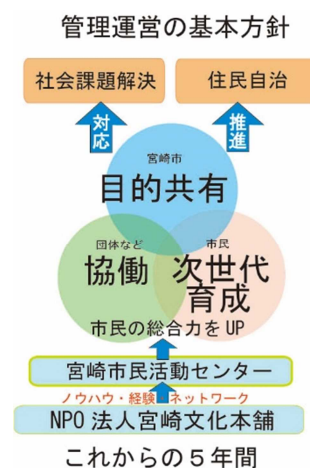
さらに、教育機関等と連携し研修やボランティア講座などを行い、若い世代の新規参加を促します。

1-（2）市民の平等な利用の確保

正当な理由のない限り市民等の利用を拒むことなく、また特定の個人や団体に対し差別をするような取扱いのないよう、行政の代行者として管理運営を行います。

1-（3）要望、意見、苦情への対応

要望や意見、苦情を頂きやすい仕組みや雰囲気を整え、いただいた要望などについて速やかに対応します。また、宮崎市担当課への報告・連絡・相談を行い、速やかに解決できない場合にはきちんと要望者へ報告や事後対応を行い、納得いただけるように努めます。



2 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること

2-（1）利用者サービスの向上に関する提案

利用者から要望などの収集を行い運営に反映します。要望や社会情勢などをもとにセンター主催の講座やワークショップを開催し、市民活動に関わる方たちの能力向上を行います。これらの講座等は当法人のネットワークを最大限活用し、県内外から講師をお迎えして行います。

より多くの利用者のニーズに応えられるように施設や設備の維持管理に努め、スタッフへ適切な研修を行います。

2-（2）利用者の増加を図るための取り組みに関する提案

様々な広報手段を活用し、センターの広報を行います。また、多様な主体と連携し、市民に興味を持ってもらえる講座や事業を行います。

2-（3）施設の設置目的の理解と課題の認識

宮崎市では、市民のニーズや地域の課題がより多様化、複雑化し、これまで行政が担っていなかった領域に

広がっています。社会課題は年々多様化しており、すべて行政だけで対応できない時代です。市民が支え合いながら、これら社会課題に立ち向かうことが重要と考えます。

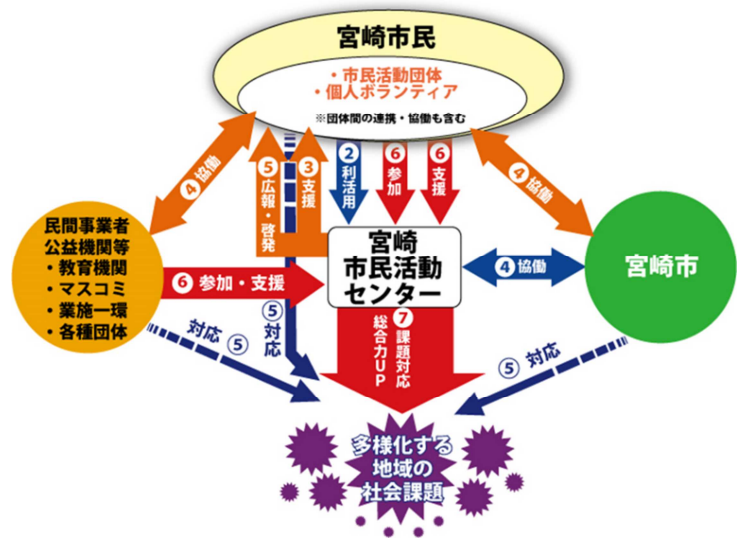
すべての市民が相互に支え合う地域社会の実現のための活動拠点として、また、多様なステークホルダー及び市が連携し、交流・協働事業を生み出す施設として運営を行います。

2-(4) 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案

相談や援助などを通じ、個人・団体の利用者との関係をつくり、毎年の団体登録更新や情報誌などの取材、SNS などの情報発信を活用して関係性をさらに深めていきます。

また、講座や研修などは新聞などのメディアを活用し、一般市民の参加も狙います。講座参加者について、主催者と参加者の関係でなく、双方向にやり取りを行い、活動リーダー育成やインターンシップ参加、協働などを通じて宮崎市の市民活動の主軸となるよう、宮崎市の市民活動実践者の総量を増やします。

図2：施設の設置目的を最も効果的に達成するための概念図



3 施設の管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

3-(1) 人的体制の確保及び研修体制

センター長を中心として、市民活動の支援実績がある職員を配置します。また、事務分掌表を作成し、誰が何を行うか明確にします。スタッフ全員が確実にセンターのサービスを理解し、利用者対応にあたります。法令遵守、適正給与条件で雇用を行います。雇用した職員とは労働条件通知書にて契約を交わし、有給休暇、育児休暇など就業規則に明示。規則はいつでも確認できるように事務局内に設置します。

3-(2) 職員の能力育成（研修体制）

センター運営には多分野にわたる専門知識やスキル、また多様なセクターや利用者に対するコミュニケーション能力が必要であると考えます。特に専門知識について、NPO に関することはもとより、現在センターで増加している IT 関連など多様な相談に、全職員が対応できるようにするため、さまざまな外部・内部研修を行います。

3-(3) 事業計画の実現可能性（継続性、安定性）

当法人設立以来、指定管理業務を含む、多くの事業を行っています。また、国や宮崎市をはじめ、様々な団体や、地縁組織、事業者とも協働事業を行っています。これらは当法人の主催事業や、実行委員会形式での事務局、あるいは「協働」というスタイルで実践していました。当法人が有する独自のネットワークをフル活用して事業にあたります。

センターの事業については、外部から有識者等を招へいし、運営評価委員会を年2回実施。宮崎市のモニタリングと合わせて、内部からでは気づきにくい提案や注意を拝受し運営改善に努めます。

3-(4) 申請者の安定性、信頼性

当法人は、安定した財政基盤を有しており、令和4年度決算において299,480千円の経常収益があり、

4, 752千円の次期繰越となっております。

また、法人立ち上げから23年間収益事業として宮崎キネマ館を運営しており、行政からの委託や補助事業だけに依存しない収益体制を構築しています。

4 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること

4-1(1) 指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額

令和6年度から令和10年度までの指定管理料138, 758千円以内と合わせ、利用料金での運営を行います。当法人は多角的な事業を運営しており、既取引のある宮崎市内の業者で信頼のおける事業者等とリースや消耗品の購入等、一括して行いリース料の削減などに取り組んでいきます。一方、指定管理者制度導入の目的の1つでもある「経費削減について」は十分理解しておりますが、もうひとつの目的でもある「民間活力の導入」という点に力点を置いております。行政が直接運営した場合の経費と比較し、指定管理料をただ下げればよいというわけではなく、要求される専門性の高い業務において、どれだけ費用対効果を高められるかに取り組みます。

5 安全管理に対する対応

災害・不審者対応・設備管理・事故対応など全てにおいて利用者の安全を第一に徹底したリスクマネジメントを実践します。災害については当法人の「災害対応マニュアル」に従い緊急時連絡体制及び待機体制をとると同時に、定期的な研修を行います。また、指定管理者保険に加入し、管理瑕疵による万一の事故に備えます。

さらに、災害時には宮崎市・宮崎市社会福祉協議会・SVC みやざきと協力し災害対応のボランティアセンターの立ち上げ、運営支援を迅速に行います。

6 労働福祉の状況及び環境保護

職員の就業に関する事項については、労働基準法その他法令について遵守します。

正社員を中心としパート・契約社員の採用により効率的な施設管理・運営を行います。また、若年層からシニア層まで幅広い年代の専門的な知識・能力を有したスタッフを雇用、若年者雇用促進やシニア雇用促進にも積極的に貢献します。また、障がい者との連携に関する勉強会を実施し、連携する団体との協働を行います。環境についても、エコ推進マニュアル(当法人作成)に基づいて環境に優しい運営を行います。

施設の管理に係る収支計画書

5年間の指定管理料(案)

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理料	27,000	27,300	27,700	28,279	28,479

収入について宮崎市からの指定管理料を収入の核としながら、それ以外の収入についても、上げられるよう努力します。コロナ禍時には、印刷機収入については利用者と比例して激減しましたが、若手ボランティアの参加増、協働事業の展開などに注力します。

指定管理料の総合計については市が提示する138, 758千円以内とし、年度ごとの支出計画に基づいて毎年の指定管理料を適切に設定しています。

支出は2022年度の運営実態に基づき、事務費・施設管理経費・事業費について作成。今後の物価が上昇も、勘案し、当法人全体で複数運営する施設と連携して契約・取引するなどし、出来る限り単体でのコストを削減、

あるいは価格の現状維持に努めます。

また、センター運営には知識と経験あるスタッフが何よりも大切と考えており、人件費に関しては、よりよい支援スタッフを確保、社会情勢等を考慮し、給与を決定します。

自主事業

センターの運営と関連付けて、利用者および宮崎市にもメリットのある自主事業を行います。

自動販売機についてはセンター利用者の水分補給が主な設置理由ですが、この自動販売機については災害時ベンダーとなり、大規模災害時に利用者がセンターに取り残された場合に無料で飲料を配布できるようにします。

また、災害時ボランティアマッチングシステムを立上げ、県外の市民活動団体と宮崎市内の被災地域をつなげ、速やかに地域のニーズに沿った支援を行えるようにします。

センターではボランティアと市民活動団体とのマッチングを行っていますが、ボランティア参加者の活動を表彰し、次に繋げていただくためにセンター独自の表彰を行います。

上記、システムや表彰には人件費などがかかりますが、それらについて継続して運営を行うために、センターの情報誌への広告を受付けて費用補填を行い、さらに、登録団体が行うイベント等の前売り券をセンター窓口で取り扱いし、市民活動団体の収入増に貢献するとともに、販売手数料による収入確保を狙います。ただし、団体からの申し出により、イベントが非営利で行われる場合には予算書等を確認し、手数料を頂かずに前売り券を取り扱います。